

滋賀県高等学校体育連盟陸上競技専門部規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本専門部は滋賀県高等学校体育連盟（以下高体連と称す）陸上競技部（以下本専門部と称す）と称する。事務局は専門委員長在任の学校におく。ただし必要があれば他に置くことができる。
- 第 2 条 本専門部は県高体連規約にしたがい、滋賀県における高等学校の陸上競技に関する統轄機関であり、且つ全国および近畿高体連陸上競技部に対して滋賀県を代表する機関であって、県下の高等学校陸上競技の健全な発展を図ることを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 3 条 本専門部は第 2 条の目的達成するためにつぎの事業を行う。
- 1 滋賀県下において開催される高等学校陸上競技会の運営に関すること。
 - 2 強化練習会の開催に関すること。
 - 3 1 項以外の競技会に関すること。
 - 4 各競技会の記録に関すること。
 - 5 滋賀県下における高等学校陸上競技指導者に関すること。
 - 6 その他、専門部の目的に適合する一切の事業を行う。

第 3 章 組 織

- 第 4 条 本専門部は県高体連に加盟した学校をもって組織する。

第 4 章 役 員

- 第 5 条 本専門部につぎの役員をおく。
- 部 長 1 名 副 部 長 1 名 委 員 長 1 名 副 委 員 長 若 干 名
常 任 理 事 若 干 名 監 事 2 名
- 第 6 条 部長は専門部の推挙により会長が委嘱する。部長は本専門部を代表し会務を統括する。
- 第 7 条 委員長はブロック代表常任理事会の推薦によって専門委員会の承認を経て部長がこれを委嘱する。副委員長は委員長が任命する。委員長は部長を補佐して会務の円滑な運営にあたる。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
- 第 8 条 常任理事は各ブロック（湖北、湖東、湖南、湖西）より 1 名選任する。他に部長が若干名委嘱することができる。常任理事は委員長を助け常務を処理する。
- 第 9 条 監事は部長がこれを委嘱する。監事は本専門部の財務を監査する。
- 第 10 条 役員の任期は 2 ケ年とし重任は妨げない。但し中途補欠の場合は前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 専門部に顧問及び参与を若干名おくことができる。顧問参与は専門委員会の推せんにより、部長がこれを推挙し本会の諮問に応える。

第 5 章 各種委員会

- 第 12 条 本専門部には総務委員会、記録委員会、審判委員会、競技力向上委員会、研修委員会を設ける。総務委員会は会計事務をつかさどる。
- 第 13 条 委員は常任理事会の推薦によって部長がこれを委嘱する。
- 第 14 条 その他必要に応じて各種委員会を設けることができる。

第 6 章 会 議

- 第 15 条 専門委員会は部長が招集し予算、事業計画、その他重要事項を審議し議決する。
- 第 16 条 専門委員会は毎年 3 月に開くことを原則とする。但し、部長がその必要を認めたととき、また専門委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは臨時委員会を開く。
- 第 17 条 専門委員会は加盟校陸上競技担当教員 1 名がこれに当り、その学校を代表する。
- 第 18 条 専門委員会は委員の 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席によって成立する。専門委員会の議事は出席委員の過半数で決定する。
- 第 19 条 常任理事会は部長が招集し、主要事項を立案し常務を処理する。緊急な事項で専門委員会を開く暇のないときは常任理事が代行し、つぎの専門委員会に報告する。
- 第 20 条 各種委員会は部長が招集し、随時開催することができる。

第 7 章 会 計

- 第 21 条 本専門部の経費は、県高体連負担金（含滋賀県教育委員会補助金）各校分担金、その他の収入によって支弁する。本専門部の会計は一般会計の他、必要に応じて積立金会計を設けることができる。その規程は別に定める。
- 第 22 条 本専門部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 付 則

- 第 23 条 本規約の改正は、専門委員会の議決によらなければならない。
- 第 24 条 本規約は、昭和 48 年 2 月 22 日から効力を生ずる。
- 昭和 50 年 2 月 19 日一部改正
昭和 52 年 4 月 20 日一部改正
昭和 58 年 4 月 21 日一部改正
平成 8 年 1 月 2 日一部改正
平成 10 年 10 月 31 日一部改正
平成 17 年 4 月 25 日一部改正
平成 22 年 4 月 27 日一部改正